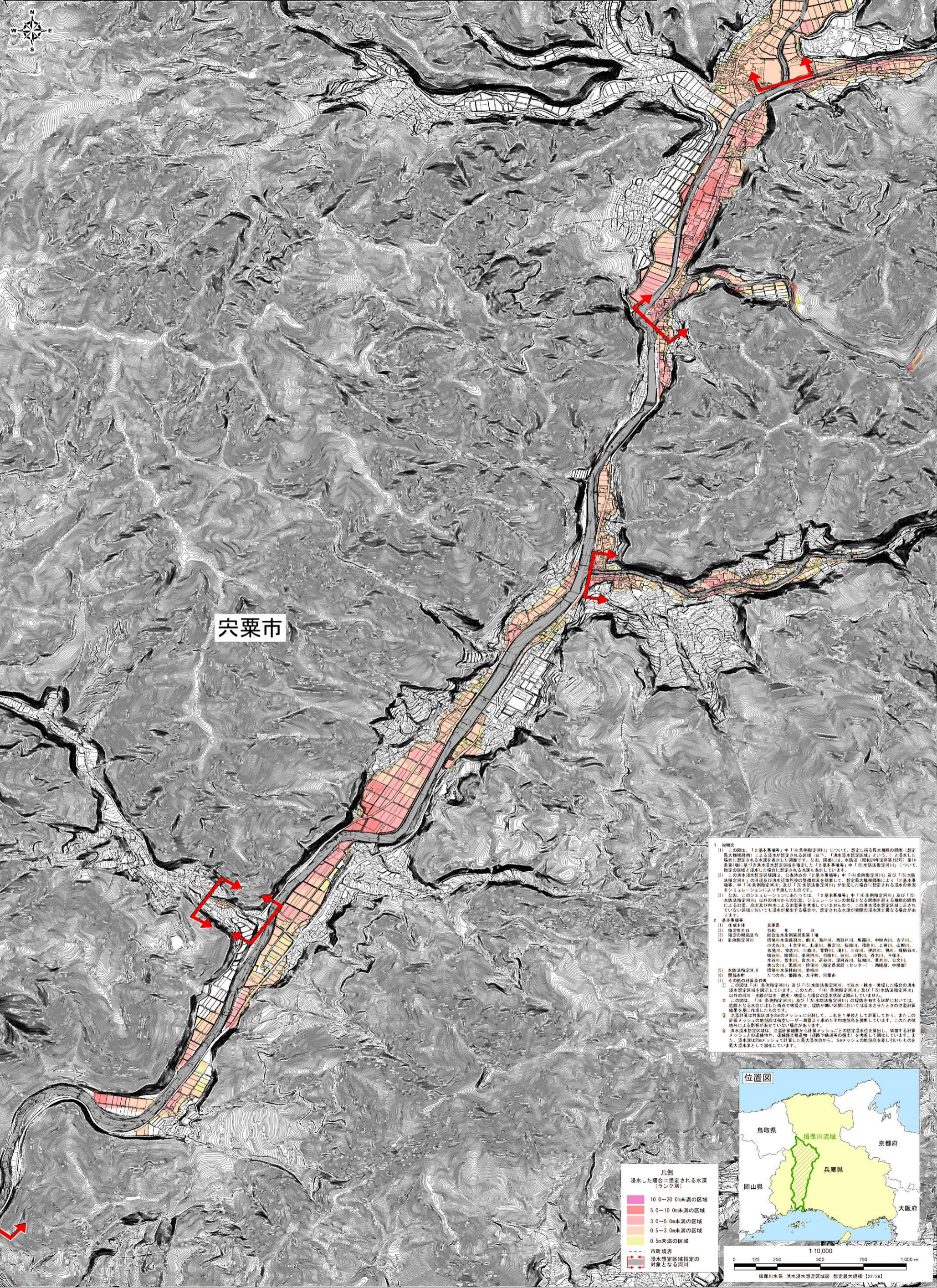


揖保川水系染河内川 洪水浸水想定区域図 想定最大規模【21/28】

- 1 説明文
- この図は、「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」について、想定される最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合の想定される水深を示した図である。なお、図中の「浸水想定区域」は、(4) 条例指定河川及び(5) 水防法指定河川に基づき浸水想定区域を指定した「2 基本事項等」中「(5) 水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合の想定される水深も表示している。
 - この浸水想定区域図は、(2) 基本事項等 中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の河況及び洪水浸水想定区域の指定状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。
 - なお、このシミュレーションにあたっては、「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの範囲となる河川を越える規模の降雨による氾濫、土砂崩れ等による浸水を考慮してはいるが、この浸水想定区域図に示されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。
- 2 基本事項等
- 作成主体 兵庫県
 - 指定年月日 令和 年 月 日
 - 指定の根拠法令 総合治水条例第3条第1項
 - 条例指定河川 揖保川水系揖保川、新川、瀬戸川、西瀬戸川、馬廻川、中瀬戸川、古子川、小太川、十文字川、北瀬川、新瀬川、福原川、常盤川、上瀬川、山瀬川、佐瀬川、安志川、三瀬川、菅野川、滝川、三谷川、伊沢川、穂川、母崎谷川、堀谷川、堀谷川、染河内川、引瀬川、岩川、小野川、青木川、千保川、赤川、松本川、赤木川、赤谷川、深谷川、福原川、豊木川、笠木川、赤松川、高瀬川、揖保川（指定係員局（センター）：西脇郡、中務郡）
 - 水防法指定河川 たつの川、新瀬川、大十郎、穴栗川
 - 関係市町村 揖保川水系揖保川、新川、瀬戸川、西瀬戸川、馬廻川、中瀬戸川、古子川、小太川、十文字川、北瀬川、新瀬川、福原川、常盤川、上瀬川、山瀬川、佐瀬川、安志川、三瀬川、菅野川、滝川、三谷川、伊沢川、穂川、母崎谷川、堀谷川、堀谷川、染河内川、引瀬川、岩川、小野川、青木川、千保川、赤川、松本川、赤木川、赤谷川、深谷川、福原川、豊木川、笠木川、赤松川、高瀬川、揖保川（指定係員局（センター）：西脇郡、中務郡）
 - その他の計算条件
 - この図は「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で洪水・浸水・氾濫した場合の浸水想定区域を示している。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が洪水・浸水・氾濫した場合の浸水状況は図示していません。
 - この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の指定する区域に於いては、危険となる水位に達した時点で確報させ、氾濫が早い区域においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものである。
 - この図は指定区域のメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形はDEMデータより求めた平均地形高を使用している。このため地形による影響が大きい場合がある。
 - 洪水浸水想定区域は、気象庁気象研究所から提供されたメッシュの想定浸水水位を算出し、加算する計算メッシュとの連続性、連続地上構造物（道路や鉄道等の橋）を考慮して図示している。また、浸水深は20mメッシュで計算した最大浸水深から、DEMメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図示している。



この地図は、姫路市長の承諾を得て、姫路市基本地図（デジタルデータ）（縮尺：1/2500）デジタルマップを複製使用したものである。
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（保証番号：〇〇、第〇〇号）



突栗市

- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事象等」中「(4)事例指定河川」について、想定される最大規模の洪水（想定最大規模洪水）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）を定めた場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和44年法律第107号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事象等」中「(5)水防指定河川」について、指定の区域とされた場合に想定される水深も表示しています。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時の「2基本事象等」中「(4)事例指定河川」及び「(5)水防指定河川」の河床及び洪水浸水想定区域の地形を基に、想定最大規模洪水により「2基本事象等」中「(4)事例指定河川」及び「(5)水防指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況を示すシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションにおいては、「2基本事象等」中「(4)事例指定河川」及び「(5)水防指定河川」の河床の河川からの位置、シミュレーションの精度となる河床の精度の誤差による浸水、氾濫及び内水による浸水等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事象等
- (1) 河川名称 法務省
 - (2) 指定年月日 令和 年 月 日
 - (3) 指定の指定法令 総合治水対策推進法第1条
 - (4) 事例指定河川 揖保川水系揖保川、野川、野瀬川、西瀬川、馬瀬川、中瀬川、吉子川、小丸川、十文字川、札東川、善定川、稲田川、上瀬川、山瀬川、後瀬川、坂北川、三瀬川、菅野川、奥川、三谷川、伊賀川、横川、母崎谷川、横谷川、間瀬川、赤瀬川、白瀬川、谷川、小野川、赤瀬川、平瀬川、水谷川、松木川、普永川、深谷川、福知川、福知川、豊木川、公文川、豊木川、真瀬川、揖保川（指定浸水防（センター） 高瀬川、中瀬川、揖保川水系野川、野瀬川）
 - (5) 水防指定河川 かつの池、後瀬川、太子町、突栗市
 - (6) 関係市町 かつの池、後瀬川、太子町、突栗市
 - (7) その他の指定事象等
- 3 この図は「(4)事例指定河川」及び「(5)水防指定河川」で洪水・浸水・氾濫した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4)事例指定河川」及び「(5)水防指定河川」以外の河川、氾濫が想定される区域の浸水想定区域は図示していません。
- 4 この図は、「(4)事例指定河川」及び「(5)水防指定河川」の浸水想定区域においては、危険となる水位に達した時点で浸水が想定され、浸水が想定区域において浸水想定区域の浸水想定区域を想定したものです。
- 5 浸水計算は対象区域を10mメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形は地形レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が大きい場合があります。
- 6 浸水計算結果から計算メッシュごとの浸水想定水位を算出し、算出した浸水想定水位との連続性や、連続した浸水想定区域（浸水想定区域）を考慮して図示しています。また、浸水想定区域メッシュで計算した浸水想定水位から、計算メッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

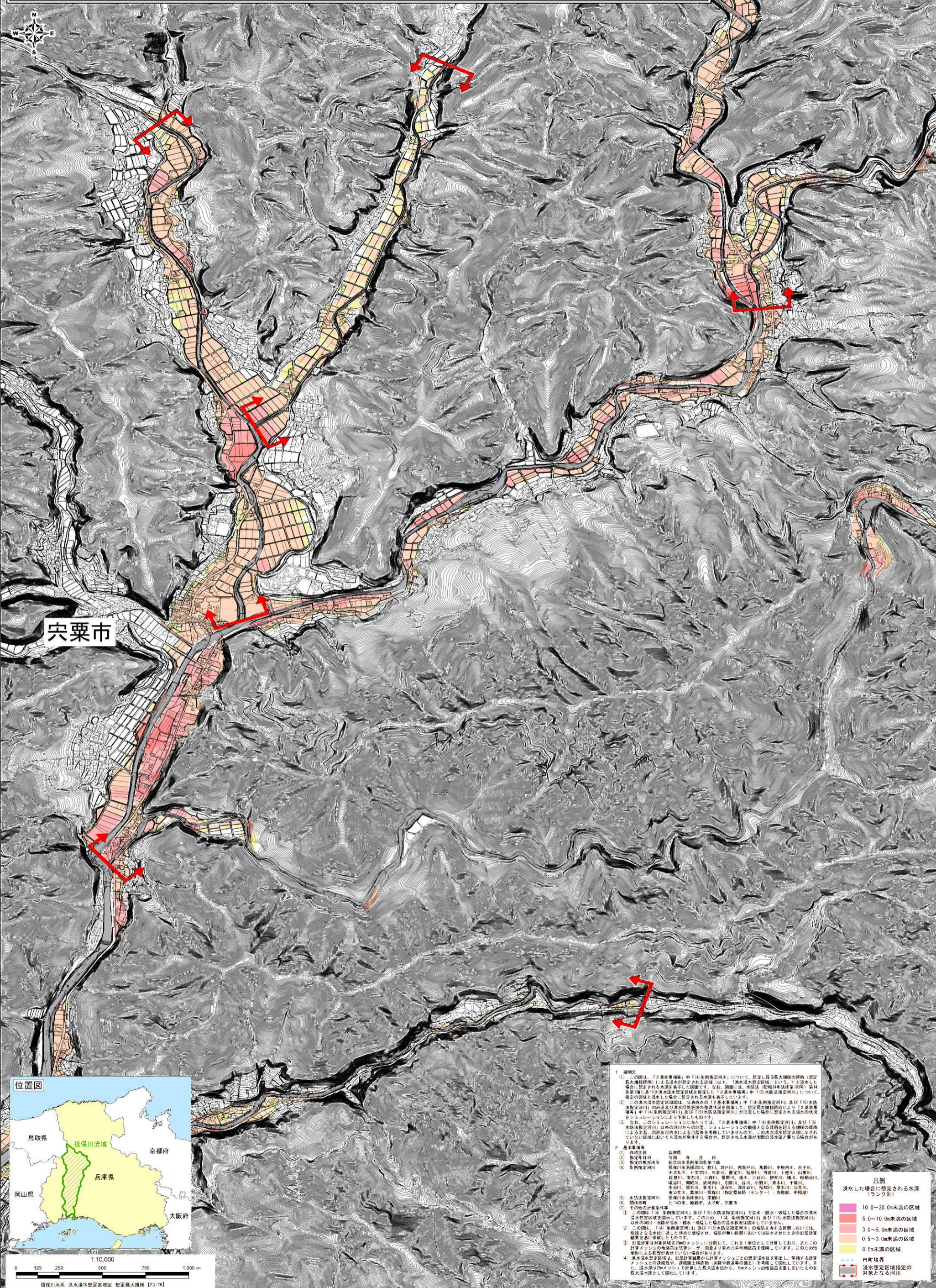
凡例

浸水した場合に想定される水深（ラック別）	
10.0～20.0m未満の区域	赤色
5.0～10.0m未満の区域	オレンジ色
3.0～5.0m未満の区域	黄色
0.5～3.0m未満の区域	薄黄色
0.5m未満の区域	白色
市町境界	黒点線
浸水想定区域指定の対象となる河川	赤点線



この地図は、国土地理院長の承認を得て、四国興行の電子地形図7500を複製したものである。（承認番号 〇〇、第〇〇号）

揖保川水系揖保川・福知川・草木川・公文川・東公文川・黒原川 洪水浸水想定区域図 想定最大規模【23/28】



宍粟市



1 説明文

- (1) 本図は、「2基本事案等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による洪水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図である。なお、図には「(4)条例指定河川」以外に、(5)水防法指定河川及び(6)水防法指定河川を指定した「2基本事案等」中「(5)水防法指定河川」について、指定された区域と浸水した場合に想定される水深を表示している。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、(4)条例指定河川、(5)水防法指定河川及び(6)水防法指定河川（「(4)条例指定河川」の河川及び(5)水防法指定河川を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事案等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が浸水した場合に想定される浸水の状況を示すための図として作成したものである。
- (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事案等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの流量、シミュレーションの数値となる降雨による浸水の程度による浸水想定区域を考慮していません。また、浸水想定区域図が作成された時点から、河川に構造的な変化が生じた場合、浸水想定区域図が作成された浸水想定区域に浸水が発生する可能性があるため、想定される浸水が実際の浸水と異なる場合があります。

2 基本事案等

1) 作成主体	兵庫県
2) 指定年月日	令和 年 月 日
3) 指定の経緯等	総合治水計画第2期第1項
4) 条例指定河川	揖保川水系揖保川、前川、野瀬川、西瀬川、黒瀬川、中瀬川、古瀬川、小瀬川、千瀬川、北瀬川、善瀬川、稲瀬川、御瀬川、山瀬川、山瀬川、佐瀬川、安瀬川、三瀬川、菅瀬川、三瀬川、伊瀬川、種川、母瀬川、坂瀬川、岡瀬川、東河内川、引瀬川、谷川、小野川、舟木川、千瀬川、水瀬川、曾瀬川、深瀬川、深瀬川、福瀬川、曾瀬川、公文川、東公文川、黒原川（指定防災センター）、西瀬川、中瀬川
5) 水防法指定河川	揖保川水系林田川、宍粟川
6) 水防法指定河川	一つの池、堀尾池、天子野、宍粟市
7) その他の計画条件	一つの池、堀尾池、天子野、宍粟市

3 浸水想定区域

- (1) この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で洪水・浸水・破壊した場合の洪水・浸水想定区域を示しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が洪水・浸水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。
- (2) この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の浸水想定区域に対しては、浸水想定区域図を作成した時点で河川・水路・浸水・破壊に対しては浸水想定区域図の浸水想定区域図を基に作成したものです。
- (3) 浸水想定区域図は、浸水想定区域図作成時点での地形データに基づいて作成されており、また、地形データは浸水想定区域図作成時点での地形データに基づいて作成されています。このため、地形データが更新された場合、浸水想定区域図が変更される場合があります。
- (4) 浸水想定区域図は、浸水想定区域図作成時点での地形データに基づいて作成されており、また、浸水想定区域図は、浸水想定区域図作成時点での地形データに基づいて作成されています。このため、浸水想定区域図が変更された場合は、浸水想定区域図が変更される場合があります。

4 浸水想定区域の水深

浸水した場合に想定される水深（ランク別）

10.0～20.0m未満の区域	ピンク
5.0～10.0m未満の区域	赤
3.0～5.0m未満の区域	オレンジ
0.5～3.0m未満の区域	黄
0.5m未満の区域	白

● 市町境界
 浸水想定区域指定の対象となる河川

